解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年六月一日

福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲五七二番地

株式会社マルワイビジネス

代表清算人　森　智明

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十七年四月二十八日、高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年六月一日

高知県宿毛市錦四六三番地

清算法人宿毛市錦土地改良区

清算人代表　岡野　學

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十七年五月十二日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年六月一日

沖縄県糸満市字糸満二〇七五番地

清算法人糸満市米須土地改良区

代表清算人　玉城　信栄

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年五月十三日静岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年六月一日

静岡市葵区安東二丁目一五番一三号

静岡市蒲原六番向道下土地区画整理組合

清算人代表　風岡　和市

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年二月九日呉市長の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年六月一日

広島県呉市広大新開二丁目二一番一五号

医療法人社団ヒガキ小児科

清算人　檜垣　洋子

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年六月一日

広島県広島市西区横川町三丁目六番三号

広島アルミ厚生年金基金

清算人　田島　文治

解散公告（第二回）

当農事組合法人は、平成二十七年五月九日開催の臨時総会の決議により解散したので、当農事組合法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年六月一日

徳島県鳴門市大麻町桧字尾山谷五三番地

農事組合法人大麻養雞組合

清算人　五島　宏輔

清算人　五島　慶太

清算人　野口　侑子

配当公告

鹿児島県曽於郡大崎町菱田二七一〇都ハイツ一一〇号、商業登記簿上の本店所在地鹿児島県曽於郡大崎町菱田二八四八番地五

破産者　有田農産有限会社

右の者に対する鹿児島地方裁判所鹿屋支部平成二十六年（フ）第八〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金九一三、四六一、五一六円

一、配当することのできる金額

金一一、九一五、〇三八円

平成二十七年六月一日

鹿児島市易居町一〇番四号　グランドパレス六〇三号

破産管財人　鳥丸　真人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市下高津二丁目三〇六番地、最後の住所茨城県土浦市小岩田西一丁目一〇番八号

被相続人　亡　羽富　彦七

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月一日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二三号

カナザワビル五階武田隆志法律事務所

相続財産管理人　弁護士　武田　隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目六七七番地、最後の住所埼玉県鶴ヶ島市大字町屋八三番地六

被相続人　亡　濵野　和江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月一日

埼玉県川越市通町五番地五第二山田ビル二〇一号

相続財産管理人　弁護士　内田　敦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市磯子区磯子五丁目一番、最後の住所横浜市西区浜松町二番二六―二〇八号

被相続人　亡　谷村　武彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月一日

横浜市中区海岸通三―九横濱ビル五〇一C号

相続財産管理人　弁護士　角田　勝政

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市森崎二丁目三七八番地、最後の住所神奈川県横須賀市森崎二丁目一〇番二五号**吉**川方

被相続人　亡　杉沢　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月一日

神奈川県横須賀市若松町一丁目一番地カマヤビル六階

相続財産管理人　弁護士　原　勝己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市南区八条坊門町六番地の一、最後の住所京都市上京区七本松通出水上る三番町二七四番地

被相続人　亡　中路　豊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月一日

京都市東山区泉涌寺門前町二六番一二谷ビル二F

相続財産管理人　司法書士　村尾　将和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市灘区篠原字日柳山九九四番地、最後の住所兵庫県西宮市甲子園七番町一四番二三―一〇四号

被相続人　亡　宮本　博美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月一日

兵庫県尼崎市開明町二丁目一一番地　神鋼建設ビル六〇五号

相続財産管理人　弁護士　川西　絵理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市灘区下河原通三丁目四番地、最後の住所神戸市灘区下河原通三丁目五番七号

被相続人　亡　福田美智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月一日

神戸市中央区中町通二―一―一八　日本生命神戸駅前ビル六階　方円法律事務所

相続財産管理人　弁護士　白川　哲朗